九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

多数派限定優遇式比例代表制の合憲性

岡﨑, 晴輝
九州大学大学院法学研究院 : 教授

https://doi.org/10.15017/6777114

出版情報：政治研究. 70, pp.1-30, 2023-03-31. Institute for Political Science, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

多数派限定優遇式比例代表制の合憲性

岡﨑晴輝

第一節　序論
第二節　多数派限定優遇の合憲性
一　多数派限定優遇の合憲性問題
二　二段階審査
三　多数派限定優遇の制度設計
第三節　阻止条項の合憲性
一　阻止条項の合憲性問題
二　二段階審査
三　阻止条項の制度設計
第四節　結論

Abstract

This study examines the constitutionality of proportional representation with a limited majority bonus (PR-LMB). While PR-LMB is a proportional representation system, there is an exception of LMB: the winning coalition or independent party is awarded 55 percent of the total seats and the other parties are given 45 percent. In addition, PR-LMB has a legal threshold of 2 percent. It is natural that constitutional scholars are concerned that PR-LMB violates some basic principles of the Constitution of Japan: the equality under the law (Article 14 paragraph (1)) and the (equal) representation of all people (Article 43 paragraph (1)).

However, the LMB does not violate the basic principles. First, the Supreme Court has judged the huge disproportionality of the existing mixed-member parallel system to be constitutional. Given this tolerant judgement, the LMB will also be judged as constitutional. Second, the LMB will pass the proportionality tests. The aim of LMB is *legitimate* because it seeks to reconcile two shared ideals: identifiability/accountability and proportionality. The LMB is a means is *suitable* for achieving this aim (Okazaki 2019). It is *necessary* because it is superior to the most powerful rival, that is, proportional representation with a limited transferable vote (Okazaki 2021). It is also *balancing* because the majority bonus is limited and compensated by the minority bonus.

Further, the legal threshold of 2 percent does not violate the basic principles. First, even the legal threshold of 3 percent proposed by the Hosokawa Cabinet was authorized as constitutional by the Cabinet Legislation Bureau. Second, the legal threshold of 2 percent will pass the proportionality tests. The legal threshold has a *legitimate* aim to avoid party fragmentation and to promote governmental stability. As many cases demonstrate, it is *suitable* for achieving this aim. It is *necessary* because it is superior to the most powerful rival, that is, lowering of district magnitude. It is also *balancing* because the legal threshold is lowered to a minimum level.

Thus, both the LMB and the legal threshold proposed herein can be considered to be constitutional under the Constitution of Japan.

第一節　序論

私は、議院内閣制の下において政権選択と民意反映を両立させる選挙制度として、多数派限定優遇式比例代表制を提唱してきた。多数派限定優遇とは、第一位の政党連合等（政党連合又は政党連合を組まない政党）に五五パーセントの議席を配分するとともに、それ以外の政党連合等に四五パーセントの議席を配分する仕組みである。多数派優遇を組み込むことで、比例代表制の下でも中道右派連合 vs. 中道左派連合という二大連合政党制が成立しやすく、有権者は政党だけでなく政権（政党連合等）を選択できるであろう。加えて、多数派優遇を限定することで、与野党が選挙や議会において比較的対等に競争することもできるであろう（Okazaki 2019）。

本稿で検討したいのは、多数派限定優遇式比例代表制が日本国憲法に違反しないかどうかという問題である。多数派限定優遇は、限定的であるとはいえ比例性を人為的に歪めるものであり、憲法に違反するのではないかという疑念が当然生じるに違いない。多数派優遇がイタリア・ファシズム期に採用されたことは、そうした疑念を強めるであろう。また、多数派限定優遇式比例代表制に阻止条項を組み込むとすれば（Okazaki 2019: F14）、阻止条項も憲法に違反するのではないか、という疑念も生じるに違いない。たしかに、憲法第四七条は「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める」と規定し、選挙制度の設計については国会に委任している。しかしその一方で、日本国憲法は国会の裁量権を制約する規定も有している。多数派限定優遇式比例代表制との関連では、法の下の平等を定めた憲法第一四条第一項や、国会議員が全国民の代表であると規定した憲法第四三条第一項がとりわけ重要になるであろう。[1]

たしかに、憲法第一四条第一項については、一票の価値の平等を意味するにとどまり選挙の結果の平等は含意しないと解釈するのが憲法学の通説であろう。たとえば、高橋和之は「選挙権の価値の平等は、代表者の選出にあたり、自己

の投票が平等にカウントされることまでを要求するのみで、自己の票が現実に代表されることまで要求するものではないと解すべきである」としている（高橋 2020: 324-325）。しかし、一票の価値が平等であったとしても、多数派優遇により極端に不平等な結果が生じることもありうる。たとえば、イタリア・ファシズム期のアチェルボ法（一九二三年）のように、最大得票政党が二五パーセント以上を得票した場合、同党に三分の二の議席を配分するような選挙制度であっても、憲法学者は合憲と判断するのであろうか。そうではあるまい。そのように考えれば、憲法第一四条第一項は、一票の価値の平等だけでなく選挙の結果の平等も含意していると解釈すべきではないだろうか。このように憲法第一四条第一項を厳格に解釈した場合、多数派限定優遇式比例代表制は有権者を不平等に取り扱っており、第一四条第一項に抵触するおそれが生じるであろう。

多数派限定優遇式比例代表制は、憲法第四三条第一項に抵触するおそれもあるかもしれない。同項は「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」と規定する。憲法学の通説では、憲法第四三条第一項は、国会議員が有権者を「政治的に」代表するだけでなく「社会学的に」代表することも要請するとされる。たとえば芦部信喜は、日本国憲法の「代表」観は政治的代表だけでなく社会学的代表という意味を含み、「具体的には、国民の多様な意思をできるかぎり公正かつ忠実に国会に反映する選挙制度が憲法上要請されることになる」とする（芦部 2019: 304）。ただし、芦部は「具体的な選挙制度の憲法四三条適否を単純に決めることは難しい」（芦部 2019: 305）とも注記している。

芦部よりも踏み込んだ解釈をしている憲法学者もいる。たとえば樋口陽一は、選挙制度が「「代表」の積極的な要請を系統的に損なうようなものである」場合には、第一四条、第四四条但書違反や第四三条違反になる可能性があるとする。たしかに、選挙制度の機能が状況に左右されることを考えれば、具体的な選挙制度が違憲とされることは起こりにくいであろうが、「代表の積極的規範意味をより実質的に生かす選挙制度を追求」していくことが重要だというのである（樋口 2021: 331, 333）。辻村みよ子も、最高裁判所（以下、最高裁）判決が「一方では、四三条を立法裁量の制約として位置

づけつつ、他方では、四三条の古典的代表制（純粋代表制）としての理解を前提に選挙制度の立法裁量論を許容しているため、四三条は厳密な意味での制約にはなっていない」と批判する（辻村 2002: 227）。そして、「民意が可能なかぎり議会に反映されることが憲法上の要請と考えるべきであり、国民の投票結果を極端に歪めるような制度は憲法の要請に反するといわざるをえない」とする（辻村 2002: 224）。アチェルボ法のような非民主的な選挙制度を除外するためには、樋口や辻村の解釈の延長線上に、憲法第四三条第一項をさらに厳しく解釈し、それが国民の平等な代表を意味していると解釈していく必要があるのではないだろうか。

このように考えれば、憲法第一四条第一項や憲法第四三条第一項は、原則的には純粋な比例代表制を要請していると解釈すべきであろう。そして、比例代表制の比例性を歪めることや、時に比例代表制以外の選挙制度を採用することが正当化できる場合においてのみ、例外的に純粋な比例代表制以外の選挙制度を採用することができると解釈すべきであろう。そうしなければ、憲法第一四条第一項や憲法第四三条第一項は、国会の裁量権を制約することが事実上不可能になってしまうからである。このように厳しく解釈した場合、多数派限定優遇や阻止条項の合憲性は決して自明ではなく、その合憲性を検討する必要があるだろう。

しかるに、日本では多数派（限定）優遇は言うまでもなく阻止条項も導入されたことがなく、それゆえ、最高裁が両者の合憲性を判断したこともない。憲法学者のなかには、少なくとも阻止条項が日本国憲法に違反しないかどうかを検討した者がいてもよさそうであるが、私の知る限り、そうした検討をした者はいない。そこで、今後のたたき台として、多数派限定優遇と阻止条項の合憲性を検討することにしたい。

ところで、最高裁は憲法第一四条第一項に反していないか否かを判断する際、いわゆる合理的関連性の基準（テスト）に依拠して審査する。すなわち、立法目的に正当性・合理性があるかどうか、それを実現するための手段として立法目的とのあいだに合理的関連があるかどうかを検討するのである（千葉 2017: 88-101）。しかし、この基準が緩やかであることも否

めない。そこで私は、より厳格なドイツの憲法審査の枠組みに依拠することにしたい。ドイツ発祥のいわゆる三段階審査では、問題となっている権利が憲法の保障する「保護領域」にあるかどうかを検討し（第一段階）、国家行為による「介入」が権利を侵害しているかどうかを検討した後（第二段階）、そうした権利侵害が「正当化」できるか、言い換えれば「違憲性阻却事由」（石川 2012: 23）があるかどうかを検討する（第三段階）。最後の第三段階では、目的が正当なものであるかどうか（目的の正当性）を検討した後、採用された手段がその目的を達成するのに有効かどうか（適合性）、他により良い手段がなく、その手段が必要であるかどうか（必要性）、目的と手段が釣り合っているかどうか（均衡性）を審査するのである。[2]

ただし、自由権（防御権）とは違い平等権には「保護領域」はなく、それゆえ保護領域への「介入」もないため、平等権の審査では「不平等取扱いの確認」と「憲法上の正当化」という二段階審査になるとされている（渡辺ほか 2016: 137; ピエロート／シュリンクほか 2019: 156）。三段階審査の発祥の地であるドイツには、平等権にも保護領域・介入の存在を認め、三段階審査を提唱する法学者もいるようであるが（辛嶋 2020）、ここでは通説に従い、二段階審査の枠組みを採用したい。

本稿では、多数派限定優遇や阻止条項を二段階審査にかけて、日本国憲法の第一四条第一項や第四三条第一項を厳しく解釈したとしても（私は厳しく解釈すべきであると考えている）、多数派限定優遇や阻止条項は日本国憲法に違反しないと論じるであろう。

第二節　多数派限定優遇の合憲性

一　多数派限定優遇の合憲性問題

まず最初に、多数派限定優遇――第一位の政党連合等に五五パーセントの議席を配分し、それ以外の政党連合等に四五パーセントの議席を配分する――が日本国憲法に違反していないかどうかを検討することにしたい。多数派限定優遇という手法は比例性を人為的に歪める制度であり、比例代表制論者はおそらく、多数派限定優遇の下では、法の下の平等が侵害され（憲法第一四条第一項違反）、衆議院議員が全国民を平等に代表していない（憲法第四三条第一項違反）と主張するであろう。

そうした疑念を強めるのが、イタリアの多数派優遇式比例代表制（二〇〇五年選挙制度）がイタリア憲法に違反すると判断した、イタリア憲法裁判所の二〇一四年判決第一号である。同判決の契機となったイタリアの二〇一三年総選挙では、ベルサーニが率いる中道左派連合とベルルスコーニ前首相が率いる中道右派連合に加えて、モンティ首相が率いるモンティ連合とグリッロが率いる五つ星運動が台頭したため、二〇〇六年や二〇〇八年のような二極型の政党間競争にはならず、四つ巴の戦いになった。投票率は過去最低の七五・二パーセントであり、代議院（下院）における得票率は、中道左派連合が二九・六パーセント、中道右派連合が二九・二パーセント、五つ星運動が二五・六パーセント、モンティ連合が一〇・六パーセントだった。第一位になった中道左派連合は、わずか二九・六パーセントの得票率だったにもかかわらず、在外選挙区（一二議席）とヴァッレ・ダオスタ選挙区（一議席）を除く六一七議席中、優遇議席を含む三四〇議席を獲得したのである（Garzia 2013: 1100-1101; 芦田 2013: 6）。

二〇一四年判決第一号は、二〇〇五年選挙制度の拘束名簿式とともに、こうした多数派優遇がイタリア共和国憲法の第一条第二項（人民主権）、第三条（法の前の平等）、第四八条第二項（投票の平等）、第六七条（全国民の代表）に反す

るとして、違憲であるとの判断を下した。ここで注意すべきは、同判決が多数派優遇それ自体を違憲としたわけではなく、最低得票率の定めのない多数派優遇を違憲としたことである（Corte Costituzionale 2014: 15-19. cf. Baldini and Renwick 2015: 164; 芦田 2018: 54-55; 高橋 2018: 260-261）。この判決を受けて、イタリア代議院の選挙制度は改正されることになった。二〇一五年選挙制度では、多数派優遇は維持したまま、第一位の政党――政党連合等ではないことに注意――が四〇パーセントを得票できなかった場合、上位二党が決選投票に進む仕組みに改めた。最低得票率を導入することで、得票率と議席率が極端に乖離しないように改めたのである（しかし、この二〇一五年選挙制度もイタリア憲法裁判所の違憲判決にあい、現行の二〇一七年選挙制度へと改正されている）。

それでは、私が提唱する多数派限定優遇式比例代表制は日本国憲法に違反しないのであろうか。多数派（限定）優遇にたいする司法判断が下されたことがない以上、関連する判例を踏まえ、その合憲性を判断するしかない。最も関連を有する判決は、小選挙区比例代表並立制の合憲性を争った一連の選挙無効請求事件の判決（平成一一年（行ツ）第七号、第八号、第三五号、平成一一年一一月一〇日大法廷判決）、特に小選挙区制を合憲と判断した第三五号判決であろう。最高裁は同判決において、選挙制度が違憲になる基準を示している。同判決によれば、選挙制度の設計に関して、国会には原則として広い裁量権がある。それゆえ、全国民の代表という制約や法の下の平等などの要請に反するため、裁量権の限界を超えており、是認することができない場合に初めて憲法に違反することになるというのである（最高裁判所 1999: 313）。

最高裁は、こうした基準に照らして、小選挙区制は日本国憲法に違反しているとはいえないと判断している。同判決によれば、小選挙区制は民意の集約、政権の安定、政権の交代を促すという特質を有している。また、すべての政党や候補者に議席獲得の可能性が開かれており、特定の政党等のみに有利なわけではない。たしかに死票は発生するが、死票はいかなる選挙制度でも生じるものであり、中選挙区制と変わりはない。また、小選挙区制は、選出された議員が全

国民の代表であるという性格と矛盾するものでもない。それゆえ、小選挙区制は国会の裁量の限界を超えてはおらず、憲法に違反しているとはいえないというのである（最高裁判所 1999: 1719）。

こうした最高裁判決を踏まえれば、多数派限定優遇式比例代表制は日本国憲法に違反しているとはいえない、と判断することができるであろう。多数派限定優遇は、比例代表制の下で民意を集約し、有権者による政権交代・政権選択を可能にするという特質を有している。また、多数派優遇の恩恵に与る機会はすべての政党に開かれている。さらに、多数派優遇が五五パーセントと限定的であるだけでなく、敗北した政党連合等にも四五パーセントの議席が保障される（少数派優遇）。比例性を歪めるとはいえ、小選挙区制ほどではない。小選挙区制では、落選候補者に投じられた票はすべて死票になり、その非比例性は多数派限定優遇とは比べ物にならないからである。このように、小選挙区制を合憲と判断した第三五号判決を踏まえれば、多数派限定優遇も同じように合憲と判断することができるであろう。

しかし、選挙無効請求事件の判決には憲法学界から批判が寄せられている。たとえば辻村みよ子は、すでに触れたように、最高裁判決は古典的な「政治的代表」観を前提に第四三条を解釈しているため、同条は国会の裁量権にたいする厳密な意味での制約にはなってはいないと批判する（辻村 2002: 227）。こうした批判がある以上、最高裁判決に倣った論証をしただけでは、憲法学者は多数派限定優遇式比例代表制の合憲性に同意しないに違いない。

二　二段階審査

そこで、合憲判断の説得力を高めるために、二段階審査の図式に従って検討していくことにしたい。まず、不平等な取り扱いがなされているか否かであるが、たしかに、多数派限定優遇式比例代表制でも「一人一票」の原則は堅持されている。また、私の制度設計のように全国単位にすれば（Okazaki 2022: F17）、選挙区間の定数／有権者数の相違に起因する「一票の較差」は存在しえない。それゆえ、選挙権の価値の平等は、機会という点では確保されている。だが、多

数派限定優遇式比例代表制では、勝利した政党連合等の暫定議席数が五五パーセントに達しなかった場合には、勝利した政党連合等が五五パーセントの議席を獲得できるように、多数派優遇議席を追加配分する。だが、勝利した政党連合等の暫定議席数が五五パーセントを超えた場合には、逆に敗北した政党連合等が四五パーセントの議席を獲得できるように、少数派優遇議席を追加配分するのである。

この多数派限定優遇という人為的な操作は、法の下の平等を定めた憲法第一四条第一項や国会議員を全国民の代表と規定した憲法第四三条第一項に反しないのであろうか。多数派限定優遇の下では、特定の政党連合等に投票した有権者が優遇されるため、有権者は平等に取り扱われているとはいえないし、衆議院議員が全国民を平等に代表しているともいえない。たしかに、優遇される有権者や政党が固定されているわけではなく、次の選挙では別の有権者や政党が優遇されるかもしれない。とはいえ、人為的な操作により一部の有権者や政党を不平等に取り扱っていることは否定しえない。

それでは、多数派限定優遇という不平等な取り扱いをもたらす選挙制度に、それを正当化する事由はあるのだろうか。まず、多数派限定優遇の目的の正当性を検討すれば、その目的は、議院内閣制の下で政権選択と民意反映を両立させることである（Okazaki 2019）。この目的は、「政治改革」以降の現代日本政治において広く受容されてきたものである。たしかに、政権選択と民意反映のどちらを優先すべきか否かという点では相違がある。「政治改革」期において、細川連立政権は、政権選択可能な小選挙区制の定数を二五〇とし、民意反映可能な比例代表制の定数を同じく二五〇とし、両者を「相互補完的に」活かそうとした。これにたいして自民党は、政権選択可能な小選挙区制の定数を三〇〇、民意反映可能な比例代表制の定数を一七一とし、前者を基本に据えたのである（岡崎 2019: 37-38 を参照）。ここで注意すべきは、自民党も比例代表制に小選挙区制を補完する役割を与えたことである。現在も、小選挙区比例代表並立制が維持されており、政権選択と民意反映の両立ということは、依然として共有された価値であるように思われる。そうであると

すれば、政権選択と民意反映の両立という多数派限定優遇の目的もまた正当性を有していると判断してよいであろう。

多数派限定優遇という手段に関しては、第一に、それが政権選択と民意反映の両立という目的に適合的であるか否かを検討する必要がある。多数派優遇式比例代表制を採用したイタリアの経験は、多数派（限定）優遇式が二大連合政党制の形成を促進し、政権選択と民意反映を両立させうることを示している。たしかに、二〇一三年総選挙では五つ星運動やモンティ連合が台頭し、二大連合政党制が成立せず、政権選択も民意反映もできたとはいいがたい。しかし二〇一三年総選挙は、政党内閣の下での総選挙ではなく、イタリアの深刻な経済危機を背景に成立したモンティ非政治家内閣の下での総選挙という、極めて異例の総選挙であった。それゆえ、二大連合政党制が成立しなかったのも当然といえるであろう（Okazaki 2019: F7 も参照）。これにたいして、二〇〇六年総選挙や二〇〇八年総選挙では中道左派連合と中道右派連合の二大連合政党制が成立し、有権者は政党だけでなく政党連合を選択することもでき、政権選択と民意反映を両立させることができたのである。この事実を考えれば、多数派（限定）優遇は、政権選択と民意反映という目的を達成するのに有効であり、適合性審査を通過することができるであろう。

第二に、政権選択と民意反映の両立という目的を達成するためには、他にも適合的な手段があるかもしれない。多数派限定優遇よりも適合的な手段があるとすれば、それを採用するに越したことはない。最も有望な代替案は、私が考案した限定移譲式比例代表制であろう。そこでは、有権者は各政党に投票し、議席は各政党の得票に比例して配分される。どの政党も過半数の票を獲得することができなかった場合には、上位二者以外の政党の票を、それらの政党があらかじめ示していた順位に従い、上位二者に移譲する。勝利した政党の代表が首相に就任し、内閣を組閣する。勝利した政党と「相思相愛」（相互に票の移譲先に指定していた場合）の政党は入閣し、「片思い」だった政党は閣外協力する。この限定移譲式比例代表制は、政権選択と民意反映を両立させるようにみえるが、完全ではない。というのは、首相や与党に関してはともかく政策に関しては、総選挙後に有権者の手の届かないところで決められる可能性があるからである。

それゆえ、政権選択と民意反映を両立させるうえでは、限定移譲式比例代表制よりも多数派限定優遇式比例代表制のほうが優れているといえるであろう（Okazaki 2021）[3]。

第三に、目的（政権選択と民意反映の両立）と手段（多数派限定優遇）の均衡性という点は、どれくらい多数派を優遇するか次第である。たとえば、第一位の政党連合等に三分の二の議席を配分するとすれば、多数派限定優遇の目的である政権選択と民意反映に不必要な優遇議席を配分することになり、様々な副作用が生じるであろう。たしかに、多数派優遇によって政権選択や政権安定は可能になるかもしれない。しかし、過度な多数派優遇のせいで、民意反映という目的は達成できなくなるであろう。また、与野党が対等に競争し、時に政権交代を起こすことも難しくなるであろう。さらに、与党だけで議員の除名（憲法第五八条第二項）、法律案の再可決（憲法第五九条第二項）、憲法改正の発議（憲法第九六条第一項）をすることが可能になり、権力が濫用されるおそれも生じるであろう。それでは、どれくらいの多数派限定優遇であれば、均衡性審査を通過することができるのであろうか。項を改めて検討することにしたい。

三　多数派限定優遇の制度設計

(1)　多数派優遇の最大値

ほとんどの憲法学者は、イタリアのアチェルボ法のように、最大得票政党が二五パーセント以上を得票した場合、同党に三分の二の議席を配分するような極端な多数派優遇は日本国憲法に違反すると判断するに違いない。クラウス・ポイヤーは前／非民主主義体制における多数派優遇として、ファシズム・イタリア以外にもサンマリノ、ルーマニア、ユーゴスラヴィア、パラグアイの事例を紹介している（表1）。これらは、形式的には多数派優遇の比例代表制ではあるが、実質的には比例代表制で粉飾された多数派優遇制であるといえるであろう。

だが、多数派優遇が比例代表制を逸脱しないための基準は何なのであろうか。私の考えでは、第一に、多数派限定優遇の対象が政党ではなく政党連合であることである（政党連合の基準）。政党に多数派限定優遇を付与する仕組みでは、

表１　前／非民主主義体制における多数派優遇の事例

国	年	レベル	多数派優遇の高さ
イタリア	1923 年	国	最大得票政党が 25％以上を得票した場合、 同党に 2/3 の議席。
サンマリノ	1926 年	国	最大得票政党に約 80％の議席。
ルーマニア	1926 年	国	最大得票政党が 40％以上を得票した場合、 同党に 1/2 の議席。
ユーゴスラヴィア	1931 年	国	最大得票政党に 2/3 の議席（後に 3/5 の議席）。 同党が絶対多数を得票した場合、比例配分にも与る。
パラグアイ	1965 年	国	最大得票政党に 2/3 の議席。

（Poier: 2001: 312）

野党が合併すれば二大政党制になり、そうでなければ一党優位政党制になる。そして、二大政党制では多様な民意を反映することが難しくなり、一党優位政党制では政権選択が難しくなる。他方、政党連合に多数派限定優遇を付与する仕組みでは、野党は一つの政党に合併する必要はなく、単に政党連合を組めばよい。この場合、政権選択と民意反映を両立させやすい。

比例代表制を逸脱しないための第二の基準は、与野党の議席数に極端な差が生じないことである（議席差の基準）。仮に政党連合型を採用したとしても、与党連合に三分の二の議席を配分すれば、与党連合等の議席数は野党連合等の議席数の二倍に達する。その結果、それ以降の総選挙において比較的対等に競争することが困難になり、政権選択のできない一連合優位政党制になる可能性が高い。政権選択可能な二大連合政党制を成立させるためには、多数派優遇の水準は限定的なものでなければならないであろう。許容されるのは、せいぜい六〇パーセントと四〇パーセントという差、衆議院の定数を四〇〇人とした場合には（Okazaki 2022）、二四〇議席と一六〇議席という差ではないだろうか。そこでは、与党連合等の議席数は野党連合等の議席数の一・五倍にとどまるからである。このように考えた場合、私の提案する多数派限定優遇は第一位の政党連合等に五五パーセント（二二〇議席）の議席を配分するにとどまり、しかも少数派優遇によって相殺されているため、比例代表制を逸脱しているとはいえないであろう。

なお、五一パーセント（二〇四議席）と四九パーセント（一九六議席）という僅差では、与党内のごく少数の欠員や造反によって政権が不安定になるおそれがある。また、常任委員会において与党が安定多数を占めることも難しくなる。それゆえ、適切な議席差は六〇：四〇と五一：四九の間にあることになり、五五パーセント（二二〇議席）と四五パーセント（一八〇議席）という差がキリのよい数字ということになるであろう。

要するに、五五パーセントと四五パーセントという多数派限定優遇であれば、政権選択と民意反映を両立するという目的を達成するのに最小限と見なせる非比例性にとどまっており、すでに述べた深刻な副作用も生じにくくなるであろう。すなわち、過度な多数派優遇のせいで、民意反映を達成できなくなることもなくなるであろうし、政権選択が不可能になることもなくなるであろう。また、政権与党によって権力が濫用されるおそれもなくなるであろう。それゆえ、五五パーセントと四五パーセントという多数派限定優遇は、均衡性審査を通過することができるであろう。

(2) 最低得票率の導入の是非　それでも、多数派限定優遇式比例代表制にたいしては、次のような批判が生じるに違いない。イタリアの二〇一三年総選挙のように三つ巴以上の戦いとなり、第一位の政党連合等が三〇パーセント程度しか得票できなかったにもかかわらず、五五パーセントの議席を獲得することもありうる。こうした多数派優遇は日本国憲法に違反するのではないか、と。たしかに、この批判は的を射ている。そこで、そうした事態を回避するために、多数派限定優遇式比例代表制に最低得票率を導入することの是非を検討することにしたい。

たしかに、二〇一五年選挙制度を参考にして、政党連合型の最低得票率と決戦投票制を導入すれば、極端な多数派優遇を回避できるようにもみえる。しかしそこでは、大政党に政党連合を組まない誘因を付与する場合があり、その場合には民意反映が犠牲にならざるをえない。四〇パーセントの最低得票率が導入されており、第一回投票でどの政党連合等も四〇パーセントを得票できそうになく、それゆえ、上位二者による決選投票が行われそうな状況を想像してほしい。この場合、第二位になりそうな政党、たとえば中道左派政党は、左派政党と一線を画し、決選投票に賭けたほうが合理

的であろう。そうすれば、左派政党とのあいだで政策の妥協をしたり、大臣等のポストを分け合ったりしなくても、決選投票において左派政党の支持者からの得票を期待できるからである。

この状況は、政権選択と民意反映の両立という観点からすれば、望ましいとはいえない。たしかに、決選投票では過半数の票を獲得した政党連合等が勝利するため、有権者は政権を選択できるであろう。しかし、二大連合を促進したほうが、有権者が政権選択できるだけでなく、より多くの有権者の民意を反映した政権選択をしやすくなるであろう。また、第一回投票と第二回投票の間に、第二位と第三位との連立協議が進み、拙速な連立合意、しかも小党に有利な合意をする事態を避けることもできるであろう。このように考えると、最低得票率を導入するのではなく、選挙を繰り返すなかで二大政党連合に収斂することを促進したほうがよい。それでも最低得票率を導入するとすれば、首長選挙のように低く設定し（たとえば有効投票総数の四分の一）、政党間の駆け引きが生じにくくしたほうがよいであろう。

これにたいしては、別の形態の最低得票率を考えることはできないのか、という疑問が生じるかもしれない。事実、ドイツの政治学者フォルカー・ベストは、多数派優遇の比例代表制に、二〇一五年選挙制度とは異なる最低得票率を導入することを提唱している。ベストの制度設計では、第一位の政党連合等が四〇パーセント以上を得票した場合には、五一パーセントの議席を配分するが、四〇パーセントに届かなかった場合には多数派優遇を発動せずに、得票に比例して議席を配分するというのである（Best 2015: 99; Best 2020: 381）。

たしかに、ベストの制度設計であれば、過度な非比例性を回避することができるであろう。加えて、二〇一五年選挙制度とは違い、決選投票のコストもかからないであろう。しかし、ベストの制度設計には難点もある。その難点とは、第一政党連合等が四〇パーセントを得票できなかった場合に、民意反映はできても政権選択はできなくなることである。そこでは、どの政党連合等も過半数の議席を獲得していないため、総選挙後に連立交渉が始まらざるをえないからである。しかも、どの政党連合等も四〇パーセントに達するかどうかが不確実な状況では、小政党には、大政党と政党連合

を組まずに多数派優遇の発動を阻止するという誘因が働くかもしれない。総選挙後の連立交渉に持ち込むことができれば、大政党に自党の要求をのませやすくなるからである。そうなれば、二大連合政党制が成立せず、有権者は政権選択することができなくなるであろう。このように考えれば、ベストの制度設計は、政権選択と民意反映を両立させる制度としては中途半端であり、採用すべきではない。

第三節　阻止条項の合憲性

一　阻止条項の合憲性問題

次に、多数派限定優遇式比例代表制に阻止条項――比例代表制の下で政党が議席を配分されるのに必要な最低得票率――を組み込むことが日本国憲法に違反しないかどうかを検討したい。阻止条項を採用すれば、阻止された小党に投票された票は議席に反映されず、その議席はそれ以外の政党に配分されることになる。それゆえ、比例代表制論者はおそらく、阻止条項付の多数派限定優遇の下では、法の下の平等が侵害され（憲法第一四条第一項違反）、衆議院議員が全国民を平等に代表していない（憲法第四三条第一項違反）と主張するであろう。

スイスやフィンランドのように阻止条項が採用されていない比例代表制諸国もあるが、ほとんどの比例代表制諸国では阻止条項が採用されている（Nohlen 2014: 120-122）。たとえばドイツ連邦議会議員選挙では、ある政党が連邦で五パーセントを得票するか、又は小選挙区で三議席を獲得しない限り、その政党には第二票（政党票）による議席配分はなされないという阻止条項が採用されている。[4] イタリアの多数派優遇式比例代表制（二〇〇五年選挙制度）も例外ではない。イタリア代議院議員選挙において、ある政党が議席を獲得するためには、次のいずれかの要件を満たさなければならなかった（芦田 2006: 134。ただし、適格少数言語話者政党の要件は割愛する）。

① ある政党が参加した政党連合が全国で一〇パーセント以上を得票するとともに、全国で二パーセント以上を得票した政党を含んでいる場合、その政党が二パーセント以上を得票していること、及び二パーセントを得票できなかった政党連合内政党のうち得票数が最も多いこと。

② ある政党が参加した政党連合が一〇パーセントを得票できなかった場合、その政党が全国で四パーセント以上を得票していること。

③ ある政党が政党連合に参加しなかった場合、その政党が全国で四パーセント以上を得票していること。

こうした阻止条項の存在にもかかわらず、二〇〇六年総選挙では、二極化とともに小党分立が目立っていた。キアラモンテによれば、勝利の可能性を高めるために政党連合に小党を加える誘因が働くため、多数派優遇の比例代表制は「二極化（bipolarismo）と小党分立（frammentazione）のディレンマ」を免れないという（Chiaramonte 2011: 111-112）。事実、小党の連立離脱のせいで、プローディ内閣（中道左派連合）は崩壊の憂き目にあった。二〇〇八年総選挙では、ベルルスコーニが率いる中道右派連合も、ベルトローニが率いる中道左派連合も小党を排除したため、政党連合内の小党分立は緩和されたものの、議会内の小党分立は維持されたのである。

こうしたイタリアの経験を踏まえると、日本で多数派限定優遇式比例代表制を導入する際、当然にも、阻止条項の導入を検討する必要があるだろう。周知のように、衆議院の比例代表でも参議院の比例代表でも阻止条項は導入されていない。衆議院の場合にはブロック制が採用されているため、参議院の場合には比例代表の定数が少ないため、事実上の阻止条項が存在しているからである。しかし、拙稿（Okazaki 2022）で提案したように、衆議院の定数を四〇〇人、全国単位とした場合、わずか〇・二五パーセントの得票で議席を獲得する可能性があり、小党分立のおそれがある。それゆえ、小党分立を回避して政権の安定を図るためには、阻止条項を採用することが不可欠であろう。だが、阻止条項を導

入することは日本国憲法に違反しないのであろうか。

まず最初に確認すべきは、「政治改革」期の海部内閣案では比例代表に二パーセントの阻止条項が設定され、細川内閣案でも比例代表に三パーセントの阻止条項が設定されていたことである。細川護熙首相は一九九三年一〇月一三日の衆議院本会議において、阻止条項は法の下の平等に反するのではないかという野党・自民党の鹿野道彦の質疑にたいして、次のように答弁している。細川によれば、

三％のいわゆる阻止条項を設けておりますのは、政権を争う政党間の政策論議の場である衆議院が小党分立になるのを防いでいこうという観点からのものでございまして、全国単位の比例代表制という選挙制度の特性を踏まえた必要かつ合理的な制約というふうに考えております。合理的な制約である限り、法のもとの平等に反するものではないという認識でございます。（衆議院 1993. 11）

さらに、大出峻郎・内閣法制局長官も一一月四日の衆議院政治改革調査特別委員会において、阻止条項の合憲性に関する内閣法制局の見解を求めた与党・新生党の岡田克也にたいして、三パーセントの阻止条項が合憲であると答弁している。大出によれば、

今回の政府案では、全国を単位として比例代表選挙を行うこととしていることから、いわゆる阻止条項というものを設けない場合には、極めて支持基盤が小さい政党が多数、わずかな議席を獲得するという結果を生ずる可能性があり得るわけでございますが、政治の安定等の観点から、政権を争う政党間の政策論議の場である衆議院が多数の小さい政党に分裂することを避けるため、政府案におきましては、一定の得票率を得た政治団体に限って議席を配分するこ

とともしたものと承知をいたしておるわけであります。／このように、今回の政府案において一定の得票率による阻止条項を設けたことは、衆議院の選挙に全国を単位とする比例代表制を導入するに際しての必要かつ合理的な理由に基づくものでありまして、そういう意味で、憲法上特段の問題は生じないというふうに考えておるところであります。

（衆議院政治改革調査特別委員会 1993: 3）

この答弁では憲法の条項は示されていないが、同日になされた野党・共産党の正森成二の質疑にたいしては、阻止条項は憲法第一五条第一項に反しないと答弁している（衆議院政治改革調査特別委員会 1993: 34）。情報公開請求したところ、内閣法制局は、阻止条項が選挙権の平等を侵害しているのではないか、という正森の質疑予告にたいして、それが憲法第一四条第一項や憲法第四四条但書に違反しないという答弁を用意していた。他方、阻止条項は政治団体間の差別や選挙人間の差別に当たり、憲法第一四条第一項に違反しないのかという岡田の質疑予告にたいしては、阻止条項は第一四条第一項に違反しないとする答弁を用意し、公務員の選定罷免権を定めた憲法第一五条第一項に違反しないかという岡田の質疑予告にたいしては、阻止条項は憲法第一五条第一項に違反しないという答弁を用意していた。(5)

さて、このように内閣法制局の法解釈を踏まえ、首相と内閣法制局長官が阻止条項の合憲性を明言した以上、その事実を重く受け止めるべきであろう。これにたいしては、阻止条項の合憲性を最終的に判断する権限を有するのは最高裁であるという批判が生じるであろう。たしかにその通りではあるが、阻止条項の合憲性が争われたことがない以上、内閣法制局長官が「憲法上特段の問題は生じない」と答弁したことの意味は大きい。近年、内閣法制局を通過した法律にたいして最高裁が違憲判決を下すことが増えているものの、「内閣法制局が最高裁に代わって、事実上、最終の違憲立法審査を行っている」（西川 2002: 178）ことに変わりはないからである。

さて、引用文に示したように、大出峻郎・内閣法制局長官は、全国単位の比例代表制において阻止条項を採用するこ

とは、「政治の安定等」の観点から「必要かつ合理的」であるとしていたが、第八次選挙制度審議会の四月答申も、比例代表制には小党分立となり政権が不安定になりやすいという問題があることを指摘し、それを避けるために小選挙区制を活用しようとしていた（選挙制度審議会 1990: 4-5）。私の提案する多数派限定優遇式比例代表制における阻止条項も、全国単位の比例代表制における小党分立を防いで政権を安定させるという目的を有している。現行の並立制の基礎になった四月答申を踏まえれば、この目的は「正当」であるといえるであろう。

また、その手段として阻止条項を活用することは、ドイツをはじめとする民主主義国で採用されていることを考えれば、「相応の合理性」を有するといえるであろう。しかも、海部内閣案や細川内閣案では、阻止条項は衆議院の一部の議席（比例代表）を対象としていたのにたいして、私の案では、阻止条項は衆議院の全部の議席を対象とするものであり、小党乱立を防ぐことの必要性と合理性は、海部内閣案や細川内閣案に比べても大きい。

このように考えれば、阻止条項は、国会の裁量権の範囲を超えるものと認めることはできず、日本国憲法に違反するとはいえないと判断することができるであろう。

二　二段階審査

内閣法制局が阻止条項を合憲であると判断している以上、これ以上検討を加える必要はないかもしれないが、阻止条項の合憲性判断を補強するため、多数派限定優遇の場合と同様に、阻止条項も二段階審査の俎上に載せることにしたい。まず、阻止条項が一部の有権者や政党を不平等に取り扱っているか否かであるが、阻止条項は人為的に小党の議席を奪い、その議席をそれ以外の政党に配分する。たしかに客観的基準を定めており、恣意的に小党の議席を奪っているわけではない。しかし、こうした人為的な操作のせいで、阻止された小政党とそれに投票した有権者を不平等に取り扱っていることは否定しようがない。

それでは、そうした不平等な取り扱いを正当化することができるのであろうか。多数派限定優遇式比例代表制における阻止条項の目的は、全国単位の比例代表制において小党分立を防いで政権の安定を図ることである。すでにみたように、第八次選挙制度審議会答申は、併用制ではなく並立制を選択する論拠としてではあったが、小党分立の防止と政権の安定という目的を設定していた。それゆえ、小党分立の防止と政権の安定という目的は正当な目的であると判断してよいであろう。だが、小党分立を防いで政権の安定を図るという目的が正当であるとしても、適合性・必要性・均衡性という審査を通過できなければ、阻止条項という手段を正当化することはできない。

第一に、阻止条項という手段は、小党分立を避けて政権の安定を図るという目的を達成するのに適合的なのであろうか。周知のように、ドイツをはじめとする比例代表制諸国は、小党分立を避けるために阻止条項を採用し、議会における政党数を抑制している。たとえばドイツでは、連邦議会に議席を獲得した政党は、一九四九年総選挙（州五パーセント又は一議席）では一一党だったが、一九五三年総選挙（全国五パーセント又は一議席）では六党、一九五七年総選挙（全国五パーセント又は三議席）では四党、一九六一年総選挙（同上）では三党へと急減したのである（Jesse 1985: 222-226, 246-247）。

理論的に考えても、阻止条項には、モーリス・デュベルジェが小選挙区制で指摘した機械的効果と心理的効果と同様の効果が生じるであろう。まず、阻止条項が定める敷居に達しなかった政党には、議席が配分されない。こうした機械的効果に加えて、阻止条項の心理的効果も期待できるであろう。阻止条項があるせいで小政党の側では合併の誘因が働くとともに、有権者の側でも、敷居に達することが見込まれない小政党には投票しない誘因が作用する。そして、こうした心理的効果を通じて、敷居に達しない小政党への投票が低下し、機械的効果が発揮されることも少なくなるであろう。阻止条項は、こうした機械的効果と心理的効果を通じて、小党分立を避けるのに寄与するであろう[6]。この事実を踏まえれば、阻止条項の適合性に異論はないであろう。

第二に、阻止条項が目的達成のために適切な手段だったとしても、それ以上に適合的な手段があれば、阻止条項を正当化することはできない。最も有力な代替案は、ブロック制であろう（自由法曹団・衆院比例定数削減阻止対策本部編 2011: 11）。衆議院の比例代表選挙で示されているように、ブロック制を採用して選挙区定数を小さくすれば、小党排除効果が生じるからである。しかしブロック制は、定数によって事実上の敷居が変わってくる。実際、定数が三〇の近畿ブロックと、定数が六の四国ブロックでは、事実上の阻止条項は大きく異なる。仮に、事実上の阻止条項を想定して、それに適合的な定数を定めるとすれば、阻止条項を導入しているのと実質的に変わらない。それゆえ、全国単位のまま小党乱立を防ぐ手段としては、阻止条項よりも適合的なものはなく、阻止条項という手段は必要性審査を通過するといえるであろう。

だが、たとえば一〇パーセントの阻止条項であれば、目的を達成するのに必要である以上の不平等をもたらし、均衡性審査を通過しないかもしれない。いったい何パーセントの阻止条項であれば、均衡性審査を通過するのであろうか。この点は項を改めて検討したい。

三　阻止条項の制度設計

(1)　阻止条項の最大値

阻止条項自体が適合性と必要性の審査を通過したとしても、目的（小党分立の防止と政権の安定）を達成するのに必要なパーセンテージを超えていれば、その阻止条項は違憲ということになり、均衡性審査を通過できないであろう。それでは、何パーセントの得票率であれば、最低限の阻止条項であるといえるのであろうか。この問いにたいしては、政治制度全体における議会の位置や、その国の政治史によっても左右されるため、一概には答えられない。だが、ドイツにおいて五パーセント（又は三議席）の阻止条項が設定されているだけでなく、欧州議会でも五パーセント以下の阻止条項が許容されている（Farrell and Scully 2007: 74）ことを考えれば、おそらく五パーセントの

阻止条項も合憲ということになるのであろう。

ただし、阻止条項を採用したことのない日本では、五パーセントの阻止条項は社会的合意を得られないかもしれない。また、それ以上に重要な点であるが、五パーセントの阻止条項では新党の新規参入を阻害してしまい、健全な政党政治を困難にしてしまうかもしれない。そこで、海部内閣案の二パーセント、細川内閣案の三パーセントも踏まえ、全国得票率二パーセントという阻止条項を提案したい（議席数では四〇〇人中八人ということになる）。

第一に、得票率二パーセントという数字は公職選挙法等を根拠にしている。法律ごとに若干の相違があるが、公職選挙法等では、政党の要件として、国会議員五人以上という要件に加えて、直近の衆院選の小選挙区若しくは比例代表、又は直近（＋直近の直近の）参院選の選挙区若しくは比例代表における得票率が二パーセント以上という要件が規定されている（公職選挙法第八六条第一項、第八六条の二第一項、第八六条の三第一項、第一五〇条第一項、政治資金規正法第三条第二項、政党助成法第二条第一項、政党法人格付与法第三条第一項を参照）。近年では、社民党やＮＨＫ党が国会議員五人以上という要件を満たしていないにもかかわらず、得票率二パーセントという要件を満たして、公職選挙法等上の政党として認められている。それゆえ、二パーセントという数字は日本政治に定着しており、この数字を阻止条項に適用したとしても異論は少ないであろう。

第二に、国会内の規則に照らしても二パーセント（八人）が厳しすぎるということはないであろう。党首討論の要件は、衆議院の定数が四六五人、参議院の定数が二四八人のところ、衆議院又は参議院において所属議員が一〇人以上の野党会派の党首となっている（早坂 2018: 100）。衆議院議員一〇人というのは、衆議院議員の二・一五パーセントに当たる。議案発議の要件はさらに厳しく、衆議院では二〇人以上、参議院では一〇人以上の賛成が必要である。予算を伴う法律案を発議するには、衆議院では五〇人以上、参議院では二〇人以上の賛成が必要である（国会法第五六条第一項）。二パーセント（八人）という数字は、党首討論や議案発議の要件よりも緩やかなのである。

ただし、新党の新規参入を不可能にしないために、政党要件を満たしていない政治団体にも、一定数の署名などを条件に、候補者名簿を届け出ることができるようにすべきであろう。そうした工夫を凝らしたうえであれば、二パーセントの阻止条項は、小党乱立の防止と政権の安定という目的を達成するのに最低限の水準とどまっており、新党の新規参入を事実上不可能にするという副作用も生じにくいであろう。それゆえ、二パーセントの阻止条項であれば、均衡性審査を通過することができるであろう。(7)

もちろん、二パーセントの阻止条項では小党乱立の防止と政権の安定という目的を十分に達成できずに、三パーセントないし五パーセントに引き上げなければならなくなるかもしれない。しかしその場合でも、二パーセントというワンクッションがあれば、小党も敷居の高い阻止条項に適応するための猶予期間を与えられ、大政党に合流したり小党同士で合併したりすることができるようになるであろう。その結果、小党を排除するという副作用を抑えることができるであろう。

(2) 二種類の阻止条項の是非　次に問題となるのは、イタリアのように、政党連合に参加した政党の阻止条項を低く設定することで、政党連合を促進することが望ましいか否かである。すでに見たように、イタリアの二〇〇五年選挙制度では、政党連合に参加しない場合には、阻止条項は四パーセントであったが、政党連合に参加した場合には、阻止条項が二パーセントになる可能性があった。こうした区別は理に適ったものなのであろうか。

たしかに、私の多数派限定優遇式比例代表制において、政党連合に参加した政党の阻止条項を半分（一パーセント）に設定すれば、小党が政党連合に参加する誘因を高め、二大連合政党制を促進するであろう。しかし、イタリアの経験が示しているように、政党連合に参加した政党の阻止条項を半分にした場合、与党連合内部に多数の小党が含まれて政権が不安定になるか、不安定にならないとしても与党内の調整が難しくなるかもしれない。むしろ、二パーセントに統一して小党に合併を促したほうが、与党だけでなく野党の小党分立も避けることができ、政治の安定をもたらすのでは

ないだろうか。

加えて、政党連合に参加した政党の敷居を半分（一パーセント）に設定した場合、政党助成法、政治資金規正法、公職選挙法（選挙運動関連）における政党要件もそれに合わせて、一パーセントの特例を設ける必要が出てくるであろう。もちろん、そうすることも選択肢の一つではあろうが、いたずらに制度を複雑にしないためにも、政党連合に参加した場合でも、阻止条項は二パーセントに設定しておいたほうが賢明であろう。

いずれにしても、二パーセントの阻止条項であれば、目的を達成するのに最低限の水準にとどまり、均衡性審査を通過することができるであろう。

第四節　結論

本稿では、多数派限定優遇式比例代表制に向けられるであろう日本国憲法違反の疑念を払拭することを試みた。まず、多数派限定優遇は、小選挙区制を合憲と判断した最高裁判決に照らして日本国憲法に違反しないだけでなく、より厳格な二段階審査にかけても日本国憲法に違反しない。それに関連して、ベストの提案を批判し、多数派限定優遇を発動する要件として最低得票率を導入すべきではないとも論じた。次に、多数派限定優遇式比例代表制に二パーセントの阻止条項を採用することも、内閣法制局の法解釈に照らして日本国憲法に違反しないだけでなく、より厳格な二段階審査にかけても日本国憲法に違反しないことを確認した。憲法学者は、こうした憲法判断にたいして異論を提示するかもしれない。本稿が政治学者による憲法解釈である以上、当然、様々な問題を抱えているに違いない。憲法学者による御批正をたまわりたい。

＊ 本稿は、科学研究費補助金（JP20K01478）の研究成果の一部である。本稿の草稿は、二〇二二年九月一六日の九州大学政治研究会、一〇月七日の民主主義理論研究会で報告した。また、統治機構論を専門とする同僚の赤坂幸一教授と高橋雅人准教授のほか、匿名の査読者、鎌田厚志さん、岡﨑明子さんからも有益なご助言をいただいた。記して感謝したい。言うまでもなく、本稿に含まれる誤りはすべて私に帰する。

注

（1）ドイツの場合、阻止条項の合憲性は、平等選挙原則（基本法第三八条第一項第一文）と政党の機会均等原則（基本法第二一条第一項）との関連で審査されてきた（植松 2015-16 (1): 8）。日本でも、多数派限定優遇や阻止条項の合憲性は、法の下の平等（憲法第一四条第一項）や全国民の代表（憲法第四三条第一項）だけでなく、公務員の罷免選定権（憲法第一五条第一項）や結社の自由（憲法第二一条第一項）との関連で検討することもできるかもしれない。

（2）適合性・必要性・均衡性の定式は、論者によって微妙に異なる（Schlink 2012: 723-725; 阪口 2012: 242; 駒村 2013: 80-82; 渡辺ほか 2016: 76-78 を参照）。特に均衡性（狭義の比例性）の定式は定まっていないように思われる。均衡性審査では得られる利益と失われる利益が均衡しているかどうかを審査すると定式化する者も少なくないが、そうした利益均衡論は判断を難しくしてしまうのではないだろうか。均衡性審査では権利の侵害や原則からの逸脱が目的を達成するのに最小限にとどまっており、それゆえ「副作用」も最小限にとどまっているかどうかを審査すると定式化したほうがよいのではないだろうか。

（3）念のため、他の二つの代替案についても検討しておくことにしよう。一つは、小選挙区制と比例代表制を折衷する小選挙区比例代表並立制である。並立制では、小選挙区制に政権選択機能を付与し、比例代表制に民意反映機能を付与し、二つの機能を両立させようとするからである。しかし、両者を並立させることにより、両者が「汚染」しあうかもしれない（Ferrara et al. 2005）。並立制は小選挙区制を組み込んでいる以上、多かれ少なかれ民意反映を犠牲にせざるをえない。比例代表制の割合を増やして、より民意を反映させようとすれば、今度は政権選択を犠牲にせざるをえない。それゆえ並立制は、政権選択と民意反映を両立させる手段としては多数派限定優遇式比例代表制には敵わない。

政権選択と民意反映を両立させる可能性のあるもう一つの代替案は、小選挙区二回投票制である。小選挙区二回投票制では、第一回投票でどの候補者も過半数、すなわち絶対多数を得票することができなかった場合、上位二人が第二回投票に進み、そこで絶対多数を得票した候補者が当選人となる（ただし、フランス国民議会の選挙制度は小選挙区二回投票制の「絶対多数代表・相対多数代

表版」(Farrell 2011: 46)であり、若干異なっている。すなわち、第一回投票で有効投票総数の過半数かつ登録有権者の二五パーセント以上を得票した候補者がいなかった場合、登録有権者の一二・五パーセント以上を得票した候補者が第二回投票に進み、相対多数を得票した候補者が当選人となる)。この小選挙区二回投票制では、第一回投票が民意反映機能を担い、第二回投票が政権選択機能を担っていると解釈される(岡田 1990: 49; 大山 2013: 146-147)。しかし、民意反映機能を担うとされる第一回投票では、有権者の民意が表明されるにとどまり、それが必ずしも議席に反映されるわけではない。それゆえ、政権選択と民意反映の両立という目標を達成する手段としては、多数派限定優遇式比例代表制はいうまでもなく、並立制の足元にも及ばない。

(4) ただし、連邦議会の阻止条項は、一九四九年連邦選挙法では州五パーセント又は一議席、一九五三年連邦選挙法では連邦五パーセント又は一議席と規定されていた(Jesse 1985: 224-226)。一九五六年選挙法で現行の連邦五パーセント又は三議席になった。なお、連邦憲法裁判所は、二〇〇八年に自治体議会の阻止条項に違憲判決を下し、二〇一一年と二〇一四年には欧州議会(ドイツ選出)の阻止条項に違憲判決を下している(植松 2015-16 を参照)。

(5) 行政文書開示決定(内閣法制局一第三二号、令和四年一一月一五日)で開示された「平成五年国会用資料(想定)」は、九州大学大学院法学研究院の岡﨑晴輝研究室で保管している。

(6) ただし、ベルギーでの事例研究によれば、阻止条項の機械的効果や有権者にたいする心理的効果は限定的なものだった(Reuchamps et al. 2014)。著者が言うように、ベルギーでは選挙区定数が少なく、それゆえ事実上の阻止条項が高かったため、機械的効果は限定的なものにとどまったのであろう(Reuchamps et al. 2014: 1096)。

(7) それでも阻止条項への疑念が生じる場合には、ヴェルナー・シュペックマンの「補助投票」(subsidiäre Wahl)を組み込むことも選択肢になるであろう。有権者が二つの政党に優先順位を付けて投票できるようにし、第一選好の政党が阻止された場合にその票が第二選好の政党に行くようにするのである。こうすれば、阻止された政党に投票した票が死票にならずに済むであろうし、阻止されなかった政党が得票率以上の議席率を獲得することもなくなるであろう(ただし、第二選好の政党も阻止された場合を除く)。また、死票になることを恐れて、有権者が小党に投票するのを避けることもなくなるであろう(Speckmann 1970: 198)。

引用文献

芦田淳(2006)「イタリアにおける選挙制度改革」、『外国の立法』二三〇号、一三二―一四七頁。
芦田淳(2013)「【イタリア】二〇一三年総選挙の結果と選挙法の課題」、『外国の立法(月刊版)』二五五―一号、六―七頁。

芦田淳（2018）「近年のイタリア憲法裁判所の動向に関する一考察」、『立命館法学』第三八一・三八二号、四一―六九頁。
芦部信喜（2019）『憲法』第七版、高橋和之補訂、岩波書店。
石川健治（2012）「憲法解釈学における「議論の蓄積志向」――『憲法上の権利』への招待」、樋口陽一ほか編著『国家と自由・再論』所収、日本評論社、一五―三四頁。
植松健一（2015-16）「ドイツの民主政における阻止条項の現在――自治体選挙と欧州選挙の阻止条項への違憲判決を契機として」、(1)：『立命館法学』第三五九号、一―五一頁、(2)：同第三六五号、六五―一〇九頁、(3)：同第三六六号、三六―八四頁。
大山礼子（2013）『フランスの政治制度』改訂版、東信堂。
岡崎晴輝（2019）「政権選択論の勝利――「政治改革」の再解釈」、『政治研究』第六六号、三三―五四頁。
岡田信弘（1990）「現行選挙制度の問題点と改革の方向――政権交代を展望する視点から」、『法律時報』第六二巻第六号、四四―四九頁。
辛嶋了憲（2020）「ドイツ一般的平等原則における審査モデルの一検討――フスター・モデルを中心に」、『一橋法学』第一九巻第二号、七二七―七八七頁。
駒村圭吾（2013）『憲法訴訟の現代的転回――憲法的論証を求めて』日本評論社。
最高裁判所（1999）「選挙無効請求事件（平成一一年（行ツ）第三五号、同一一年一一月一〇日大法廷判決）」、『最高裁判所民事判例集』第五三巻第八号、三〇二―三八四頁。
阪口正二郎（2012）「比較の中の三段階審査・比例原則」、樋口陽一ほか編著『国家と自由・再論』所収、日本評論社、二三五―二六三頁。
衆議院（1993）「第百二十八回国会衆議院会議録第四号（平成五年十月十三日）」。
衆議院政治改革調査特別委員会（1993）「第百二十八回衆議院政治改革に関する調査特別委員会議録第十四号（平成五年十一月四日）」。
自由法曹団・衆院比例定数削減阻止対策本部編（2011）『わたしたちの声をとどけよう――民意が反映する選挙制度と国会を』自由法曹団。https://www.jlaf.jp/old/html/menu2/2012/20120623152628_5.pdf
選挙制度審議会（1990）「選挙制度及び政治資金制度の改革についての答申」、21世紀臨調―政治改革ライブラリー。http://www.secj.jp/pdf/19900426-2.pdf
高橋和之（2020）『立憲主義と日本国憲法』第五版、有斐閣。
高橋利安（2018）「イタリアにおける新選挙法の成立――二つの憲法裁判決と憲法改正国民投票の否決を受けて」、『修道法学』第四〇巻第二号、二五七―二七四頁。
千葉勝美（2017）『違憲審査――その焦点の定め方』有斐閣。

辻村みよ子（2002）『市民主権の可能性――二一世紀の憲法・デモクラシー・ジェンダー』有信堂高文社。
西川伸一（2002）『知られざる官庁　新内閣法制局――立法の中枢』五月書房。
早坂悠希（2018）「第一九六回国会における党首討論――討議概要と運営の課題」、『立法と調査』四〇三号、一〇〇―一〇八頁。
ピエロート、ボード／ベルンハルト・シュリンク／トルステン・キングレーン／ラルフ・ポッシャー（2019）『現代ドイツ基本権』第二版、永田秀樹／倉田原志／丸山敦裕訳、法律文化社。
樋口陽一（2021）『憲法』第四版、勁草書房。
渡辺康行／宍戸常寿／松本和彦／工藤達朗（2016）『憲法Ⅰ　基本権』日本評論社。

Baldini, Gianfranco and Alan Renwick (2015) “Italy Toward (Yet Another) Electoral Reform,” *Italian Politics*, Vol. 30, Issue 1, pp. 160-178.

Best, Volker (2015) “Komplexe Koalitionen, perplexe Wähler, perforierte Parteiprofile: Eine kritische Revision jüngerer Befunde zur deutschen Koalitionsdemokratie und ein Reformvorschlag,” *Zeitschrift für Parlamentsfragen*, Jg. 46, Heft 1, S. 82-99.

Best, Volker (2020) “Wahlsystem und Parteiensystem — eine Reformvorschlag,” in Robert Grünewald et al., hrsg., *Politische Parteien in der modernen Demokratie: Beiträge zur politischen Bildung*, Lit Verlag, S. 368-389.

Chiaramonte, Alessandro (2011) “Premio di maggioranza e sistema partitico nationale,” in Alessandro Chiaramonte e Giovanni Tarli Barbieri, a cura di, *Il premio di maggioranza: Origini, appricazioni e implicazioni di una peculitarità italiana*, Carocci, pp. 99-112.

Corte Costituzionale (2014) “Sentenza (4 dicembre 2013) 13 gennaio 2014 n. 1,” *Giurisprudenza Costituzionale*, Anno LIX, Fasc. 1, pp. 1-27.

Farrell, David M. (2011) *Electoral Systems: A Comparative Introduction*, 2nd edition, Palgrave Macmillan.

Farrell, David M. and Roger Scully (2007) *Representing Europe's Citizens? Electoral Institutions and the Failure of Parliamentary Representation*, Oxford University Press.

Ferrara, Federico, Erik. S. Herron and Misa Nishikawa (2005) *Mixed Electoral Systems: Contamination and Its Consequences*, Palgrave Macmillan.

Garzia, Diego (2013) “The 2013 Italian Parliamentary Election: Changing Things So Everything Stays the Same,” *West European Politics*, Vol. 36, No. 5, pp. 1095-1105.

Jesse, Eckhard (1985) *Wahlrecht zwischen Kontinuität und Reform: Eine Analyse der Wahlsystemdiskussion und der Wahlrechtsänderungen in der Bundesrepublik Deutschland 1949-1983*, Droste Verlag.

Nohlen, Dieter (2014) *Wahlrecht und Parteiensystem: Zur Theorie und Empirie der Wahlsysteme*, 7. Auflage, Verlag Barbara Budrich.

Okazaki, Seiki (2019) "In Defense of Proportional Representation with a Limited Majority Bonus," *Hosei Kenkyu*, Vol. 85, No. 3-4, pp. F1-F19.

Okazaki, Seiki (2021) "The Second Defense of Proportional Representation with a Limited Majority Bonus," *Seiji Kenkyu*, No. 68, pp. F1-F19.

Okazaki, Seiki (2022) "An Institutional Design for Proportional Representation with a Limited Majority Bonus," *Seiji Kenkyu*, No. 69, pp. F1-F27.

Poier, Klaus (2001) *Minderheitenfreundliches Mehrheitswahlrecht: Rechts- und politikwissenschaftliche Überlegungen zu Fragen des Wahlrechts und der Wahlsystematik*, Böhlau Verlag.

Reuchamps, Min, François Onclin, Didier Caluwaerts and Pierre Baudewyns (2014) "Raising the Threshold, Fighting Fragmentation? Mechanical and Psychological Effects of the Legal Electoral Threshold in Belgium," *West European Politics*, Vol. 37, No. 5, pp. 1087-1107.

Schlink, Bernhard (2012) "Proportionality (1)," in Michel Rosenfeld and András Sajó, eds., *The Oxford Handbook of Comparative Constitutional Law*, Oxford University Press, pp. 718-737.

Speckmann, Werner (1970) "5%-Klausel und subsidiäre Wahl," *Zeitschrift für Rechtspolitik*, Jg. 3, Heft 9, S. 198.